

## 第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和6年10月3日（木） 午前10時00分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人  
労働者側委員 : 3人  
使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

特定最低賃金額審議について

#### 5 議事要旨

##### (1) 特定最低賃金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

68円を提示する。

今年の春闘では、コロナの影響による景気後退から回復基調にあるものの、海外状況による地政学的リスクが急激に高まっており、先行き不透明感が強まっていた。物価については、デフレからインフレ基調へ転換する等経済環境に著しい変化が生じていた。

人手不足が深刻化するなか、人材確保・定着は事業運営上の大きな課題であり、その重要性は増しており、優秀な人材確保・定着のための人への投資が必要なことについて労使間の共通認識が図られた。

鉄鋼業に関係する企業の賃上げ額の平均17,887円から、基礎調査の結果の月平均賃金額274,799円（資料N0.7の2P）で除して算出した割合約6.5%を基準とし、現行の最賃額に乗じた+68円を提示額としたい。

**【使用者側の意見要旨】**

30 円を提示する。

中央最低賃金審議会に提出された賃金改定状況調査第4表③によると、Bランクの賃金上昇率は2.9%、製造業も同一の2.9%である。

実態としては、これを踏まえた改定額であるべきと考え、現行額1,050円×2.9%≒30円とした。

労側の話された鉄鋼総合の数値は大手メーカーの金額であり、初任給も同様、会社独自で決められているものであり、最賃はそのようなものではない。

(2) 労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われたが、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・最低賃金についての意見要旨